

令和6年4月1日施行版(案)
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス報酬単価(概要版)

◆1単位の単価(6級地)

通所	10.27円
----	--------

■ 通所型サービス(国基準)

○基本報酬

		単位数
通所Ⅰ(週1回程度の利用)	回数	436
	月額	1,798
	日割	59
通所Ⅱ(週2回程度の利用)	回数	447
	月額	3,621
	日割	119

○加算 ※定員超過や介護職員が欠員の場合の取扱いについては、サービスコード表にてご確認ください

加算区分	単位数	算定方法
同一建物減算1	-376	
同一建物減算2	-752	
同一建物減算3	-94	
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1% 減算
業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1% 減算
送迎減算	-47	
生活機能向上グループ活動加算	100	
若年性認知症利用者受入加算	240	
栄養アセスメント加算	50	
栄養改善加算	200	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
一体的サービス提供加算	480	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 通所Ⅰ	88	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 通所Ⅱ	176	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 通所Ⅰ	72	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 通所Ⅱ	144	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所Ⅰ	24	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所Ⅱ	48	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	
科学的介護推進体制加算	40	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1)所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(2)所定単位数の 43/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(3)所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1)所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(2)所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000

■ 通所型サービス(緩和した基準)

○基本報酬

		単位数
通所Ⅰ(週1回程度の利用)	回数	423
	月額	1,747
	日割	57
通所Ⅱ(週2回程度の利用)	回数	434
	月額	3,519
	日割	115

○加算

加算区分		単位数	算定方法
同一建物減算	通所Ⅰ・Ⅱ	回数	-91
	通所Ⅰ	月額	-366
	通所Ⅱ	月額	-738
高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数の 1% 減算
業務継続計画未策定減算			所定単位数の 1% 減算
送迎減算		-43	
軽度化改善加算		500	